

保険証は2024年12月2日で廃止になります

医療機関へ受診する際は
マイナ保険証をご持参ください。



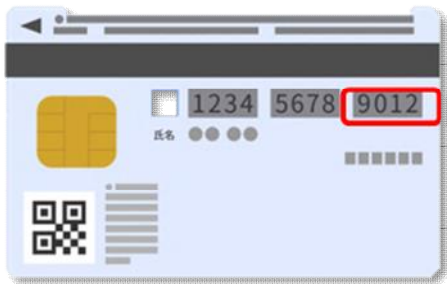
1 「個人番号のお知らせ」の目的

同封の「個人番号のお知らせ」は、「あなたにはマイナンバー(個人番号)が付与されており、マイナンバーカードの保険証利用登録をすれば、マイナンバーカードを保険証として利用できる」ことのお知らせするものです。

※このお知らせはマイナンバーカードを発行していない方にも通知しております。

「個人番号のお知らせ」に記載のマイナンバー(下4桁)はこちらで確認できます。

マイナンバーカードをお持ちの方



マイナンバーカードをお持ちでない方

- ・個人番号決定通知書
- ・個人番号通知カード
- ・住民票(個人番号記載)など

2 マイナ保険証のメリット

医療費の節約

紙の保険証よりも医療費を節約でき、自己負担を抑えることができます。



診療情報の確認

医療機関でお薬情報や健康診断の情報を共有し、適切な受診ができます。



限度額適用認定証としての利用

高額な医療費も限度額までの支払いに抑えることができます。



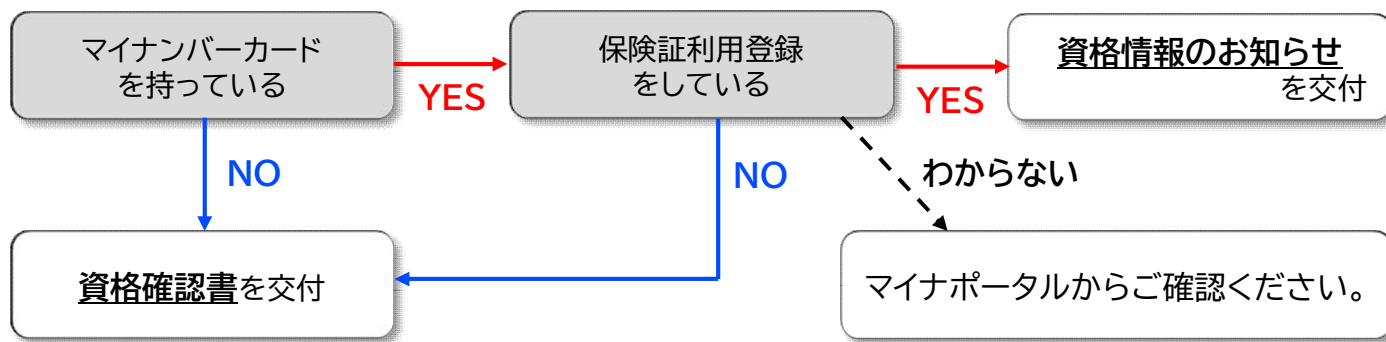
3 紙の保険証廃止後の対応（2024年12月2日以降）

2024年12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化され、**紙の保険証の交付は終了となります。**マイナンバーカードに保険証利用登録をされている方は、マイナンバーカードで受診でき、マイナンバーカードがない、もしくは保険証利用登録をしていないかたは「**資格確認証**」で受診ができます。※資格確認証の交付は申請不要です。



今後の予定	内容
2024年12月2日	紙の保険証の発行終了
2025年8月1日	高齢受給者証の交付 <small>※70歳以上の方</small>
2025年9月30日	紙の保険証・高齢受給者証の有効期限 <small>※外国籍の方などは有効期限が異なります</small>
2025年10月1日	「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の交付

紙の保険証の廃止後の流れ



資格確認書って何？

資格確認書とは、加入している健康保険の資格を証明するものです。氏名や生年月日、負担割合などが記載されており、マイナ保険証を利用できない方が保険証の代わりとして使用できるものです。

4 Q&A

Q1. 現在の紙の保険証は、2024年12月2日からすぐに使えなくなっちゃう？

A. 保険証に記載の有効期限まではお使いいただけます。有効期限後は、マイナ保険証または資格確認証でご受診ください。

Q2. 高齢受給者証は発行されるの？

A. 2025年8月1日交付(同年9月30日期限)の証が最後の交付になります。

Q3. 限度額適用認定証や特定疾病受療証は交付されるの？

A. 限度額適用認定証や特定疾病受療証は引き続き交付されます。

Q4. 保険証利用登録は解除できるの？

A. 2024年秋頃より解除が可能となる見込みです。詳細が判明次第ご案内します。